

## 障害福祉サービス等報酬改定に当たって激変緩和措置を求める意見書

今年度の障害福祉サービス報酬改定において、全体では0.47%の増額となっているが、障害者団体の影響調査（以下、「影響調査」という。）では、一般就労の困難な方々が働く「就労継続支援B型事業」の7割が減収になるという深刻な影響が出るということが判明した。

今回の改定では、基本報酬は平均工賃が低いほど減少する7段階制となり、目標工賃達成加算が廃止された。

影響調査によれば、①利用日数が少ない利用者が多い、②工賃が低い利用者（重度障害者）が多い、③就労以外の活動にも重点を置いている（余暇活動の充実や生活支援など）事業所が、特に厳しい影響を受け、100万円～500万円の減収が見込まれる事業所が多数出てきている。

影響調査の中では、「重度障害で工賃の平均額は低いが「はたらく」ということを一生懸命実践している事業所は頑張っていないという評価が極めて残念」との事業所の声も紹介されている。

減収をそのまま放置すれば、事業所の運営が立ち行かなくなり、重度の障害者や精神障害者など利用日数の少ない方が敬遠され、一般の雇用からの排除のみならず福祉的就労からも選別、排除されかねない事態を招くことが懸念される。

よって、国におかれては、障害者の社会参加を促進し、働く場を守るため、次の事項を実施することを強く求める。

- 1 2018年度第1・四半期の事業所の運営実績を調査・把握すること。
- 2 前年度の収入を大きく下回らないよう、激変緩和措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 土 森 正 典

内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣 } 様